

第6章 事業に係る許認可，届出等

本事業の実施に際して必要な許認可，届出等の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該許認可等を行う者の名称は，表 6-1 に示すとおりです。

表6-1 本事業に係る許認可等

No.	許認可等	関係法令	許認可を行う者
1	保安林解除申請	森林法（第 27 条）	農林水産大臣
2	林地開発行為に係る林地開発許可	森林法（第 10 条の 2）	広島県知事
3	一般廃棄物処理施設設置許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第 8 条の 1）	広島市長